



預ける、利用する

幼児教育・保育無償化

令和元年10月から、3歳から5歳までの保育所、認定こども園、幼稚園などを利用する子どもたちの保育料無償化が始まりました。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象です。

無償化の対象は??

利用されている施設や、世帯の状況によって取扱いが異なります。

施設の種類	保育必要性の認定 (注1)	対象者	無償化上限額 (月額)
保育所、認定こども園、事業所内保育・小規模保育・家庭的保育	あり	◆3歳以上児～ ◆住民税非課税世帯の0～2歳児	全額 (注2)
認定こども園 (教育時間利用)	なし	◆満3歳～	全額
幼稚園 (新制度幼稚園) (注3)	なし	◆満3歳～	全額
幼稚園の預かり保育	あり	◆3歳以上児～	11,300円 (注4)
届出保育施設等 (注5)	あり	◆3歳以上児～	37,000円
		◆住民税非課税世帯の0～2歳児	42,000円

(注1) 市町村から保育が必要 (就労等により子どもを預けることが必要) との認定を受けることをいいます。

(注2) 延長保育料は無償化の対象外です。

(注3) 新制度幼稚園とは、市町村が保育料を定めている幼稚園をいいます。

(注4) 住民税非課税世帯の満3歳児については16,300円が上限額となります。

(注5) 届出保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業が対象です。

なお、市町村に無償化対象施設等であることを確認された施設等のみが対象となります。

手続きが必要な?

保育が必要であることの認定を受けて保育所、認定こども園、事業所内保育・小規模保育・家庭的保育に入所している場合は、原則、無償化のための申請は不要です。

施設を通して又は市町村に直接、無償化のための申請が必要な場合があります。

【手続きが必要な方の例】 幼稚園や認定こども園での預かり保育の利用、届出保育施設の利用など